

学校法人明星学苑役員の報酬等の支給基準

(2025年6月1日から適用、ただし2025年4月1日から2025年5月31日までの
評議員報酬の支給基準含む)

(報酬等の支給)

1. 役員・評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。
 - (1) 常勤の役員 報酬、退任慰労金
 - (2) 非常勤の役員 報酬
 - (3) 常勤の学外評議員 報酬
 - (4) 非常勤の学外評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

1. 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、支給する。
 - (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 退任慰労金 別表第2に定める算式により算出される額
2. 非常勤の役員に対する報酬の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、支給する。
 - (1) 報酬 別表第3に定める額
3. 常勤の学外評議員に対する報酬の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、支給する。
 - (1) 報酬 別表第4に定める額
4. 非常勤の学外評議員に対する報酬の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、支給する。
 - (1) 報酬 別表第4に定める額

(2025年4月1日から2025年5月31日までに係る評議員の報酬)

1. 2025年4月1日から2025年5月31日までに係る評議員に対する報酬の額は、会議出席1回につき30,000円とし、退任慰労金は支給しない。

(報酬等の支給方法)

1. 特に定める場合を除くほか、毎月20日に支給する。ただし、支給日が土日、休祭日にあたる場合は、その前日に支給する。
2. 退任慰労金は、原則として役員退任日から1箇月以内に全額を支払うものとし、支払期日はその都度定めて指定する。専任教職員の身分を保有したまま常勤の役員となった者が、役員退任後も引き続き専任教職員として勤務し、その後退職する場合には、退職手当金と退任慰労金との合計額を、原則として退職日から1箇月以内に全額支払うものとし、支払期日はその都度定めて指定する。
3. 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

別表第 1（常勤の役員の報酬）

常勤役員の年俸は下表のとおりとし、月額報酬は年俸を 12 で除した額とする。

（単位：円）

役 職	基本給	賞与分	役員手当	年 俸
理 事 長	9,600,000	3,200,000 ～ 5,200,000	6,200,000	19,000,000 ～ 21,000,000
副理事長	9,600,000	3,200,000 ～ 5,200,000	5,200,000	18,000,000 ～ 20,000,000
常任理事	9,600,000	3,200,000 ～ 5,200,000	4,200,000	17,000,000 ～ 19,000,000
寄附行為第 8 条第 1 項 第 1 号に定める理事			1,100,000	
常勤監事	15,000,000			

※賞与の額は、学校法人明星学苑理事等評価実施規程（2025 年）に基づき決定する。

別表第 2（常勤の役員の退任慰労金算定式）

- ① 退任慰労金算定式は、当該年度毎の月額報酬金額×役員係数(以下③)×在任年数とする。
- ② 月額報酬金額は年俸額を 12 分割した額とし、10 円未満の端数は 10 円に切り上げる。なお、施策等で年俸額の減額が実施された場合は、単年度評価に応じた月額報酬金額で計算する。寄附行為第 8 条第 1 項第 1 号に定める理事については、教員としての給与及び役員手当の合計額を年俸とみなす。
- ③ 役員係数は、次のとおりとする。

役 職	役員係数
理事長	2.5
副理事長	2
常任理事・寄附行為第 8 条第 1 項 第 1 号に定める理事	1.9
常勤監事	1.8

- ④ 計算において 1 年に満たない期間は月割による計算とし、1 ヶ月に満たない期間は切り捨てる。ただし、月の途中で他の役職に就任する場合は 1 ヶ月分を計算した結果、高い額を適用する。
- ⑤ 学校法人明星学苑の設置校の専任教職員で、その身分を保有したまま常勤役員となった者については、本規程に定める退任慰労金と、「学校法人明星学苑明星大学専任教員退職手当支給規程」又は「学校法人明星学苑事務職員退職手当支給規程」に定める退職手当金を合算して支給するものとする。ただし、退職手当金算出における在職年数からは、役員在任期間を除くものとする。

別表第 3（非常勤の役員の報酬）

非常勤役員の報酬は年俸とし、年俸額を 12 分割した額を月額とする。なお、計算上生じた 10 円未満の端数は 10 円に切り上げる。

報酬金額は次のとおりとする。

（単位：円）

役 職	報酬金額（年俸）
非常勤理事	3,600,000
非常勤監事	1,800,000

別表第4（学外評議員の報酬）

学外評議員の報酬は、常勤評議員は年棒とし、非常勤評議員は月給とする。なお、計算上生じた10円未満の端数は10円に切り上げる。

（単位：円）

役 職	報酬金額（年棒）
常勤学外評議員	19,000,000

（単位：円）

役 職	報酬金額（月給）
非常勤学外評議員役員	100,000

以 上

（内容現在 2025 年 3 月 21 日）